

老朽原発差し止め却下

美浜・高浜 40年超運転認可「合理的」

運転開始から40年を超える老朽原発を含む関西電力美浜3号機（福井県美浜町）と高浜1〜4号機（同県高浜町）について、地元住民らが運転の差し止めを求めた仮処分申請で、福井地裁（加藤靖裁判長）は29日、いずれも却下する決定をした。住民側は名古屋高裁金沢支部への即時抗告を検討している。

福井地裁

差し止めを求めたのは、美浜原発は約11〜56基、高浜原発は同県などの2人。

2011年の東京電力福島第一原発事故後、原発の運転期間は原則40年とするルールができた。だが、原子力規制委員会

が認めれば最長20年延長でき、美浜3号機、高浜1、2号機に適用した。住民側は老朽化で事故の危険性が高まっていると訴えたが、決定は、関電が経年劣化を十分考慮した上で機器の耐震安全性を確かめており、規制委の判断は合理的と評

価。耐震設計の前提となる揺れの想定も適切だとした。

住民側は1月の熊登半島地震を踏まえ、「避難計画に実効性がない」とも主張したが、決定は「避難が必要な事態が起きる具体的な危険性が立証できておらず、避難計画について判断するまでもない」と退けた。

（永井肇子）

住民「残念極まりない」

老朽原発差し止め却下

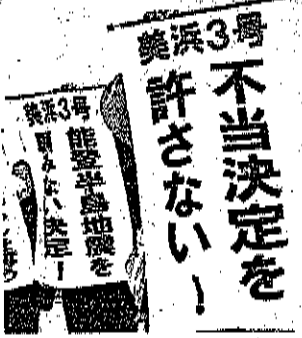
関西電力美浜3号機と高浜1、4号機の運転を差し止める仮処分を求めた住民らの申し立てについて、福井地裁は29日、いずれも却下する決定を出した。5基のうち3基が運転開始から40年を超えた老朽原発。住民側はその危険性も訴えたが、加藤靖裁判長は退けた。

原子力規制委員会は2016年、高浜1、2号機について、国内初の40年超運転を認可した。美浜3号機も続いた。

住民側は、膨大な機器や配管の劣化を把握できないなどとしたが、地裁は、原発の規制基準や関電の対応をふまえ、「長期運転にともなう生じる技術的問題について考慮されている」などとして認めなかった。

高浜の申し立てをした小浜市の住職、中尾哲演さん(82)は決定後の会見で、「残念極まりない。万が一の事故が起きてからでは遅いのではないか」と落胆した。

一方、美浜町の戸嶋秀樹町長は「国や事業者は、安



福井地裁が出した判断に対し、旗を掲げる住民ら29日午後1時6分、福井市春山1丁目、角野廣之撮影

全最優先とする発電所の運営管理、立地地域の安全安心の最大限の確保に尽力されるように努めてほしい」と高浜町の野瀬豊町長は「政府には引き続き原子力の重要性や安全対策などについて、国民理解の促進をお願いしたい」などとするコメントをそれぞれ発表した。
(椎木慎太郎、佐藤常敬)